

○総務省告示第百九十八号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十五条第二号の規定に基づき、平成二十年総務省告示第二百四十三号（地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

総務大臣 鳩山 邦夫

第二条中「見込まれる額」を「見込まれる額（当該貸付金の貸付けを受けた者が当該貸付金の償還に充てるため、当該地方公共団体の一般会計等が補助することが見込まれる額を除く。）」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。